

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和5年2月3日 07時22分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港八太郎1号ふ頭A岸壁 八戸港八太郎東防波堤灯台から真方位286°1.2海里付近 （概位 北緯40°33.5' 東経141°29.4'）
事故の概要	貨物船新太陽丸は、着岸操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和5年3月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 新太陽丸、430トン
船舶番号、船舶所有者等	143776、太陽海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首部に凹損 岸壁 上部工部にコンクリートの欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮期
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、八戸港八太郎1号ふ頭（以下「本件ふ頭」という。）B岸壁に右舷着けで着岸する目的で、同港内の錨地を抜錨した。 本件ふ頭岸壁は、八戸港の北西端に位置し、南西から北東に延びる岸壁で、南西端の陸側から北東端の海側に向けてA岸壁、B岸壁及びC岸壁が設定されていた。 本船は、本件ふ頭岸壁に向けて北西進中、前路を同航中の貨物船が本件ふ頭C岸壁に左回頭で着岸操船を開始したので、その後方からふだんより大回りして左回頭で本件ふ頭B岸壁に接近しながら南西進中、球状船首部が本件ふ頭A岸壁に衝突した。 船長は、本船が本件ふ頭B岸壁に着岸した後、本事故の発生を海上保安庁に通報するとともに、運航者に連絡した。 本船は、前路の同航船を避航しており、着岸予定時刻に10分程度遅れそうであったので、船長が着岸を急ごうと、ふだんは約4ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で回頭していたが、本事故当時の速力は、約5.5knであった。
分析	本船は、本件ふ頭B岸壁に向けて左回頭中、船長が、ふだんより速い速力で航行したことから、減速の時機が遅れて十分に減速できず、球状船首部が本件ふ頭A岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件ふ頭B岸壁に向けて左回頭中、船長が、ふ

	だんより速い速力で航行したため、減速の時機が遅れて十分に減速できず、球状船首部が本件ふ頭A岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、着岸態勢で岸壁に向けて航行する際、自船が安全に減速できる速力及び距離で操船すること。